



目次	ページ
規 則	
◎高知県鳥獣保護及び狩猟規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
◎告示 (地方卸売市場の開設者及び告示の廃止) の一部改正 (地域農業推進課、合併・流通支援課)	1
◎告示 (地方卸売市場の卸売業者及び告示の廃止) の一部改正 (")	1
○保安林の指定に係る通知の掲示 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (5件) (")	2
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	3
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	3
○道路の供用開始 (2件) (")	4
公 告	
○争議行為の予告 (雇用労働政策課)	(10・21揭示) 4
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	(10・24揭示) 4
○高知県功労者の表彰 (人 事 課)	5
○高知県名誉県民の顕彰 (")	5
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	5
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示 (その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定) の一部改正 (10・19揭示)	6
○高知県知事選挙において手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者の定め (10・21揭示)	6
○高知海区漁業調整委員会委員補欠選挙の当選人の住所	

及び氏名 (10・29揭示) 6

規 則

高知県鳥獣保護及び狩猟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第64号

高知県鳥獣保護及び狩猟規則の一部を改正する規則

高知県鳥獣保護及び狩猟規則 (平成15年高知県規則第69号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法第7条第4項 (法第12条第6項又は第14条第4項において準用する場合を含む。) 又は」を削り、「規定により」を「規定に基づき」に改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「高知県収入証紙はり付け欄」を「高知県収入証紙貼り付け欄」に、「かい書で明りょうに」を「楷書で明瞭に」に改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式中「写真はり付け欄」を「写真貼り付け欄」に、「高知県収入証紙はり付け欄」を「高知県収入証紙貼り付け欄」に、「かい書で明りょうに」を「楷書で明瞭に」に改める。

別記第11号様式中「高知県収入証紙はり付け欄」を「高知県収入証紙貼り付け欄」に改める。

別記第14号様式中「給餌施設」を「給餌施設」に、「採餌」を「採餌」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県鳥獣保護及び狩猟規則別記様式は、この規則による改正後の高知県鳥獣保護及び狩猟規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第706号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により、黒潮町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成23年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前	変 更 後

大字	字	地番区域	大字	字
佐賀	北ノ奥	1931の2	佐賀	白石続 キ山
	石ケ谷	1932、1935、1936、 1938、1940、1941の2、 1942の2、1943から1945 まで		
	池廻	2051の2、2052、2056か ら2060まで		
	北ノ奥 山	3376の11		

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である国有地の全部を含むものとする。

2 上記地番は、平成23年8月10日現在の登記簿による。

高知県告示第707号

高知県卸売市場条例 (昭和46年高知県条例第39号) 第22条第2号の規定により地方卸売市場の開設者である法人の住所の変更について届出があったので、平成23年4月高知県告示第236号 (地方卸売市場の開設者及び告示の廃止) の一部を次のように改正する。

平成23年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

表の1の項、13の項及び41の項中「高知市横浜1814番地1」を「高知市本町一丁目6番21号」に改める。

高知県告示第708号

高知県卸売市場条例 (昭和46年高知県条例第39号) 第22条第2号の規定により地方卸売市場の卸売業者である法人の住所の変更について届出があったので、平成23年4月高知県告示第237号 (地方卸売市場の卸売業者及び告示の廃止) の一部を次のように改正する。

平成23年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

表の1の項、16の項及び46の項中「高知市横浜1814番地1」を「高知市本町一丁目6番21号」に改める。

高知県告示第709号

平成23年10月農林水産省告示第1939号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を津野町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示

<p>する。 平成23年11月4日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1) 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村芳生野甲1447番地 (2) 氏名 岡本 助馬</p> <p>2 保安林に指定する通知の要旨 (1) 指定に係る保安林の所在場所 高岡郡津野町芳生野字政木丙3081、丙4532、丙4536の5、丙4536の18、丙4536の28、丙4537から丙4539まで、丙4544、丙4545、丙4549の1、丙4549の2、丙4551の1、丙4551の2、丙4552の1、字下モ谷口丙4682の1から丙4682の3まで、字カヂヤナロ丙4806の1、丙4806の3 (2) 指定の目的 水源のかん養 (3) 指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p>	<p>(5)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙240番地 イ 氏名 仙頭 実</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示に定めるところによる。 平成12年12月農林水産省告示第1488号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第711号 平成23年9月高知県告示第635号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を土佐市役所及び関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成23年11月4日 高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>業要件を変更する通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成23年11月4日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 安芸市港町一丁目6番34号 イ 氏名 小松 恒久 (2)ア 登記簿記載の住所 安芸市川北甲1562番地1 イ 氏名 小松 繁弘 (3)ア 登記簿記載の住所 安芸市下山2366番地 イ 氏名 小松 喜五郎 (4)ア 登記簿記載の住所 高知市山田町12番地6 イ 氏名 萩野 直文 (5)ア 登記簿記載の住所 北海道千歳市寿二丁目15番1-404号 イ 氏名 竹内 義雅 (6)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町曾我部川189番地 イ 氏名 小野寺 直喜 (7)ア 登記簿記載の住所 長岡郡新改村曾我部川189番地 イ 氏名 小野寺 勇太郎</p>
<p>高知県告示第710号 平成23年9月高知県告示第632号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所及び四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成23年11月4日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 藤石 正次 (2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村地吉308番地 イ 氏名 宮脇 宏 (3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村地吉45番屋敷 イ 氏名 森 福四郎 (4)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 森 金次</p>	<p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 愛媛県今治市常盤町八丁目2番23号 イ 氏名 中内 繁子 (2)ア 登記簿記載の住所 熊本市出町33番地2 イ 氏名 滝本 睦夫 (3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村下八川丁1900番地 イ 氏名 長瀧 博俊</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示に定めるところによる。 平成14年3月農林水産省告示第725号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第712号 平成23年9月高知県告示第634号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施</p>	<p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示に定めるところによる。 平成12年12月農林水産省告示第1486号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第713号 平成23年10月高知県告示第657号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施</p>

業要件を変更する通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
香美郡土佐山田町1079番地
イ 氏名
比与森 敏雄
 - (2)ア 登記簿記載の住所
香美郡土佐山田町1079番地
イ 氏名
比與森 正昭
 - (3)ア 登記簿記載の住所
香美郡土佐山田町大平46の1・46の2合番地
イ 氏名
尾崎 速子
 - (4)ア 登記簿記載の住所
南国市岡豊町定林寺213番地
イ 氏名
中澤 英人
 - (5)ア 登記簿記載の住所
京都市山科区西野山中臣町72番地
イ 氏名
橋 篤夫
 - (6)ア 登記簿記載の住所
幡多郡十和村古城81番地3
イ 氏名
麻田 満良
 - (7)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村半家24番屋敷
イ 氏名
橋 豊繁
 - (8)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村半家25番屋敷
イ 氏名
橋 英雄
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示に定めるところによる。
平成13年3月農林水産省告示第265号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第714号

平成23年9月高知県告示第640号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を本山町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
高知市長浜4696番地
イ 氏名
和田 幸彦
 - (2)ア 登記簿記載の住所
長岡郡本山町305番地
イ 氏名
細川 澄子
 - (3)ア 登記簿記載の住所
高知市九反田4番10-1505号
イ 氏名
米澤 弘美
 - (4)ア 登記簿記載の住所
高知市比島町三丁目12番5号
イ 氏名
大石 公平
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1)ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
本山町（次の図に示す部分に限る。）
イ 保安林として指定された目的
干害の防備
ウ 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
 - (2)ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
本山町（次の図に示す部分に限る。）
イ 保安林として指定された目的
公衆の保健
ウ 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第715号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成23年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（基盤地図情報整備）
- 2 作業期間
平成23年11月29日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域
室戸市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、高岡郡中土佐町、佐川町及び四万十町並びに幡多郡黒潮町

高知県告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年11月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川中土佐
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町床鍋 字虎杖谷1241番3から 高岡郡四万十町床鍋 字大呑谷1244番4まで	前	9.0 }	803
	後	12.0 }	803
		116.0	

高知県告示第717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年11月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		4.5	

高岡郡四万十町野々川字上川平441番1から	前	4.7	23
高岡郡四万十町野々川字ホリヌキ235番9まで	後	7.2 10.4	23
高岡郡四万十町野々川字野々川平435番65	前	4.7 6.4	27
	後	8.2 8.4	27

高知県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年11月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ノ口深淵
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町林田字出口ノ前1020番1から	前	13.0	749
		41.0	
香美市土佐山田町加茂字鳴瀧510番1まで	後	13.0	749
		41.0	

高知県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年11月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町野々川字上川平441番1から 高岡郡四万十町野々川字ホリヌキ235番9まで	23	平成23年11月4日
高岡郡四万十町野々川字野々川平435番65	27	平成23年11月4日

高知県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年11月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ノ口深淵
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香美市土佐山田町林田字出口ノ前1020番1から 香美市土佐山田町加茂字鳴瀧510番1まで	749	平成23年11月4日

公 告

平成23年10月20日付けをもって厚生年金高知リハビリテーション病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成23年10月21日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事件
 - (1) 増員要求について
 - (2) 諸手当要求について
 - (3) その他の要求について

- 2 日時

平成23年10月31日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間

- 3 場所

厚生年金高知リハビリテーション病院施設の全職場及び敷地

- 4 争議行為の概要

3の場所の全体又は部分的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重病患者のための保安要員は配慮する。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年10月24日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年10月24日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年10月24日	特定非営利活動法人子どもと本をつなぐ会	大崎 博澄	高知市新屋敷二丁目13番13号	この法人は、少子・高齢化対策の一助に資するため、主に、子どもや子どもを取り巻く大人を対象として、絵本の読み聞かせ、小中学校での選書会、親子読書に関する講演会、ボランティア養成講座、また、本を切り口にしたさまざまな体験プログラムなどの活動を通じて、得られる喜びや楽しさを与え、子どもたちがもっている可能性を引き出す子育ての

			実現を図り、子どもたちの健全育成を支援する。また、高齢者が子どもたちに絵本を読み聞かせる活動を取り入れ、孫育て、地域の孫育ての実現によってお年寄りが元気になり、子ども、若者、お年寄りが共存共栄出来るコミュニティを再現し、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。
--	--	--	---

高知県表彰規則（昭和31年高知県規則第51号）第2条第1項及び第3条第1項の規定により、平成23年11月3日に高知県功労者を次のとおり表彰した。

平成23年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

功績分野	氏名	住所
地方自治関係	岡 村 佳 忠	宿毛市貝塚
商工業関係	中 城 洋	高岡郡四万十町古市町
農林業関係	日 浦 郷 一	吾川郡仁淀川町名野川
同	石 川 登志喜	室戸市羽根町
建設業関係	吉 中 通 雄	安芸郡東洋町野根
社会福祉関係	佐 藤 政 子	高知市薊野西町
保健衛生関係	濱 田 成 亮	南国市稲生
同	窪 盛 偉	高知市瀬戸東町
同	山 地 ひろみ	高知市一宮東町
同	板 場 英 行	吾川郡いの町天王南
災害防除関係	武 市 憲 雄	南国市大桶
同	松 本 晋 吉	安芸郡芸西村西分
公共福祉関係	高知S G G 善意 通訳クラブ	高知市青柳町
特別県勢功労	牧 野 圭 一	千葉県船橋市夏見台

平成23年11月3日に、次のとおり高知県名誉県民として顕彰した。

平成23年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住所	事績の概要
やなせ たかし	東京都新宿区片町	まんが王国・土佐への貢献、県勢の発展及びイメージアップへの貢献並びに高知県ファンの拡大及び地域振興への貢献

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成23年8月30日 23高都計第271号	香美市土佐山田町京田字五反九436番地1の一部ほか	吾川郡いの町2284番地4 日本板紙 アパート4-2 岩村 昌幸

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第87号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年10月19日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

2 老人ホームの表中

「 有料老人ホームあっとホーム	高知市神田1068番地 1
--------------------	---------------

を

「 有料老人ホームあっとホーム	高知市神田1068番地 1
介護付有料老人ホームはるか	高知市大津乙2705番地 1

に、

「 特別養護老人ホーム土佐中村ふるさとホーム	四万十市蕨岡字森ノ駄馬甲6451番地
---------------------------	--------------------

を

「 介護老人福祉施設四万十の郷	四万十市安並字東丸5803番地
--------------------	-----------------

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第92号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第8条第6項の規定により、平成23年11月27日に行う予定の高知県知事選挙において、手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めた。

平成23年10月21日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者
日本放送協会高知放送局
高知さんさんテレビ株式会社
株式会社高知放送
株式会社テレビ高知

高知県選挙管理委員会告示第93号

平成23年10月27日に行った高知海区漁業調整委員会委員補欠選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成23年10月29日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

住所	氏名
高知県土佐清水市窪津459番地	畠 中 悠